

大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会細則

平成24年10月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）及び臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生労働省局長通知）に基づく移植臓器の提供施設として、移植医療の適正な実施のために設置する大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 院内で行われる臓器移植に関すること。
- (2) 脳死判定に関すること。
- (3) 移植臓器の摘出支援に関すること。
- (4) 移植医療の評価に関すること。
- (5) 移植コーディネーター（院内移植コーディネーターを含む。）の支援に関すること。
- (6) その他移植医療に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 第8条第2項に規定する脳死判定委員会委員長及び副委員長
- (3) 第9条第2項に規定する臓器移植委員会委員長及び副委員長
- (4) 第10条第2項に規定する移植医療評価委員会委員長及び副委員長
- (5) 第11条に規定する院内移植コーディネーター委員会委員 2人
- (6) 看護部長
- (7) 医学・病院事務部長
- (8) その他病院長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第2号から第4号までの委員各1人以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(脳死判定委員会)

第8条 委員会に、本院において行われる臓器の提供を前提とした脳死判定に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院脳死判定委員会（以下「脳死判定委員会」という。）を置く。

2 脳死判定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 脳死判定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(臓器移植委員会)

第9条 委員会に、本院において行われる臓器移植術の推進及び脳死体からの移植臓器の摘出支援に関する事項等を審議するため、大分大学医学部附属病院臓器移植委員会（以下「臓器移植委員会」という。）を置く。

2 臓器移植委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 臓器移植委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(移植医療評価委員会)

第10条 委員会に、本院において行われる移植医療の評価に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院移植医療評価委員会（以下「移植医療評価委員会」という。）を置く。

2 移植医療評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 移植医療評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(院内移植コーディネーター委員会)

第11条 委員会に、本院において行われる臓器の提供から摘出、移植に至る経過を円滑に実施するため、大分大学医学部附属病院院内移植コーディネーター委員会（以下「院内移植コーディネーター委員会」という。）を置く。

2 院内移植コーディネーター委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(倫理委員会との関係)

第12条 委員長は、委員会において倫理上の疑義が生ずる恐れのある場合は、大分大学医学部

倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 委員長は、臓器の提供を前提とした脳死判定の実施を決定した場合は、倫理委員会へ報告するものとする。

（事務）

第13条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

（雑則）

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第1－4号）

- 1 この細則は、平成24年10月24日から施行する。
- 2 第3条第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第1－4号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。